

この資料は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。
ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり-定款・約款」「ご提案内容説明書
(設計書)」を必ずご確認ください。

2024年4月版

募集補助資料

商品概要書

住友生命の 平準払終身保険

プラス つみたて 円建 終身保険

低解約返戻金型5年ごと利差配当付選択通貨建特別終身保険

この保険は、選択通貨(円または米ドル)建の終身保険です。本資料では、円建について記載しております。

特徴

1

終身保障で安心

ご契約から5年経過時点で死亡保険金額が増加し、以後、一生涯保障します。
(ご契約当初5年間の死亡保険金額は既払込保険料相当額です)

特徴

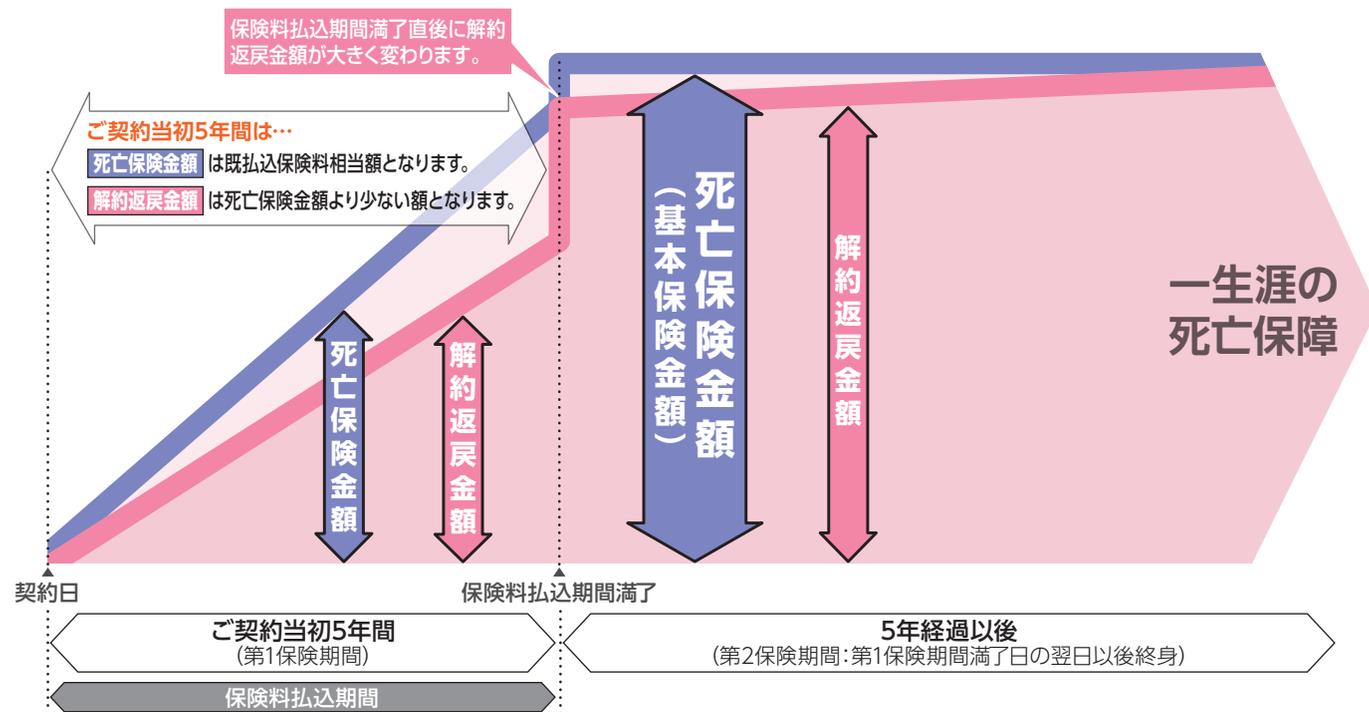
2

つみたてる楽しみ

解約返戻金額はご契約から5年経過以後に、既払込保険料相当額を上回ります。
基本保険金額を上限に増加し続けます。

⚠解約返戻金額は、保険料払込期間中は既払込保険料相当額を下回ります。解約返戻金については裏面もあわせてご確認ください。

しくみ図(イメージ)



ご契約の諸基準

選択通貨	円	保険料払込期間	5年間	
契約年齢 ^(※1)	15歳～80歳(被保険者の満年齢)	保険料払込方法 ^(※3)	月払い・年2回払い・年1回払い・全期前納 ^{(※4)(※5)}	
保険期間	終身	保険料払込経路 ^(※6)	口座振替扱い	
保険金額	最低保険金額	300万円	取扱単位	保険金建: 万円単位・保険料建: 千円単位
	最高保険金額 ^(※2)	3000万円 ※プラスつみたて終身保険(円建・米ドル建共通)を複数契約した場合、すべてのご契約を通算して3000万円とします。		

(※1) 契約年齢は契約日時時点の被保険者の満年齢で計算します。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約応当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算されます。(※2) 同一の被保険者が、すでに住友生命の商品に加入済の場合は、記載の金額までご加入いただけないことがあります。(※3) 保険料の払込方法(回数)が年2回払い、年1回払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合には、未経過期間に対応する保険料相当額を払い戻します。(※4) 全期前納とは保険料払込期間満了時までの年1回払保険料を全期間分お払い込みいただく方法です。(※5) 金利情勢等によっては、全期前納をお取り扱いできない場合があります。(※6) 第1回保険料は振込みでお払い込みいただきます。

⚠ この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

商品の概要

保障内容		お支払いする保険金	お支払理由	お支払金額	受取人
死亡保険金	第1保険期間		被保険者が死亡されたとき	既払込保険料相当額	死亡保険金受取人(*2)
	第2保険期間		被保険者が死亡されたとき	基本保険金額(*1)と同額	

(*1)この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。
(*2)死亡保険金受取人は被保険者からみた続柄が「配偶者」または「3親等内の親族」の範囲内でご指定いただけます。

- 被保険者が高度障害状態・障害状態になられたときの保険金のお支払いや、保険料払込免除のお取扱いはありません。
- 死亡保険金などのお支払いについて、死亡保険金受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

付加できる主な特約等		特約名	内容
付加できる主な特約等	重度介護前払特約	第2保険期間中、請求日時点で被保険者の年齢が満65歳以上かつ公的介護保険制度の要介護4または要介護5に該当していると認定されている場合、ご請求により将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、重度介護前払保険金を被保険者にお支払いします。	
	ご家族登録サービス	契約者が問い合わせできなくなった場合に、あらかじめ登録したご家族が、ご契約に関する内容について照会できるサービスなどがあります。	
	保険契約者代理特約	契約者が、傷害または疾病により保険契約に関するお手続きをする意思表示ができないなどの場合、契約者に代わってあらかじめ指定した契約者代理人が、住友生命所定のお手続き(*3)を行うことができます。	
	被保険者代理特約	被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者が傷害または疾病により請求する意思表示ができないなどの場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した被保険者代理人が、保険金などを請求することができます。	

(*3)一部対象外となるものがあります。

解約返戻金		内容
解約返戻金	●この保険は、保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しており、解約返戻金を低く設定しない場合の70%としています。	
	●保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、解約返戻金を低く設定しない場合の金額と同額になります。ただし、保険料がすべて払い込まれている必要があります。	
	●保険料払込期間中の解約返戻金を低く設定しないお取扱いはいたしません。	

配当金		内容
配当金	●配当金は、5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(配当金は経済情勢等により変動し、資産の運用実績によってはゼロとなる場合もあります)。これを住友生命所定の利率で積み立てたものが積立配当金です。	
	この利率は、金利水準等の状況変化などにより変動します。	

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回る場合があります。

この商品概要書の記載は、2024年4月現在のもので、各種お取り扱い等、将来変更されることがあります。

[募集代理店]



[引受保険会社]

